



2022年3月11日

各位

会社名 サンバイオ株式会社
代表者名 代表取締役社長 森 敬太
(コード番号：4592 東証マザーズ)
問い合わせ先 執行役員経営管理部長 角谷 芳広
(TEL. 03-6264-3481)

**定款の一部変更、資本金及び資本準備金の額の減少並びに
その他資本剰余金の処分に関するお知らせ**

当社は、2022年3月11日付の取締役会決議において、定款の一部変更、資本金及び資本準備金の額の減少並びにその他資本剰余金の処分を、2022年4月27日に開催される当社第9回定時株主総会に付議することを決定しましたので、下記のとおりお知らせします。

記

定款の一部変更の件

I. 定款変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

1. 変更案第15条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
2. 変更案第15条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
3. 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第15条）は不要となるため、これを削除するものであります。
4. 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

II. 変更の内容

定款変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を表しております。)

現行定款	変更案
第3章 株主総会	第3章 株主総会

(株主総会参考書類等のインターネット開示
とみなし提供)

第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(削除)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>第 16 条～第 49 条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p>(電子提供措置等)</p> <p><u>第 15 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p><u>2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p>第 16 条～第 49 条 (現行どおり)</p> <p>附則</p> <p><u>1. 現行定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除および変更案第15条(電子提供措置等)の新設は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日(以下「施行日」という)から効力を生ずるものとする。</u></p> <p><u>2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第15条はなお効力を有する。</u></p> <p><u>3. 本附則は、施行日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

III. 日程

- | | |
|--------------------|----------------|
| 1. 定款変更のための株主総会開催日 | 2022年4月27日(予定) |
| 2. 定款変更の効力発生日 | 2022年4月27日(予定) |

資本金及び資本準備金の額の減少の件

I. 本件の目的

当社は、当事業年度末において繰越利益剰余金の欠損額 6,439,895,876 円を計上するに至っております。

つきましては、下記のとおり、資本金及び資本準備金の額を減少することにより税負担の軽減を図り、また、この欠損金の填補により財務体質の健全化を図るとともに、今後の株主還元(配当及び自己株式取得)を含む資本政策の機動性を確保することを目的として、会社法第 447 条第 1 項及び会社法第 448 条第 1 項の規定に基づき、資本金及び資本準備金の額を減少し、これらをその他資本剰余金に振り替えるとともに、会社法第 452 条の規定に基づき、増加後のその他資本剰余金を繰越利益剰余金に振り替えたいと存じます。

なお、本件により、発行済株式総数は変更せず、資本金及び資本準備金の額のみを減少いたしますので、株主の皆様のご所有株式数に影響を与えるものではございません。また、当社の純資産額にも変更はありませんので、1株当たり純資産額に変更が生じるものではございません。

II. 資本金及び資本準備金の額の減少並びにその他資本剰余金の処分の内容

1. 資本金の額の減少

(1) 減少する資本金の額

資本金の額を 3,219,947,938 円減少し、同額をその他資本剰余金に振り替えいたします。

(2) 資本金の額の減少が効力を生ずる日

2022年6月6日を予定しております。

2. 資本準備金の額の減少の内容

(1) 減少する資本準備金の額

資本準備金の額を 3,219,947,938 円減少し、同額をその他資本剰余金に振り替えいたします。

(2) 資本準備金の額の減少が効力を生ずる日

2022年6月6日を予定しております。

3. 剰余金の処分の内容

下記のとおり、会社法第452条の規定に基づき、上記の資本金及び資本準備金の額の減少の効力発生を条件に、その他資本剰余金を繰越利益剰余金に振り替えることで、欠損填補に充当いたします。これにより、振替後の繰越利益剰余金の額は0円となります。

(1) 減少する剰余金の項目及びその額

その他資本剰余金 6,439,895,876 円

(2) 増加する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 6,439,895,876 円

(3) 剰余金の処分が効力を生ずる日

2022年6月6日を予定しております。

III. 日程

- | | |
|----------------|----------------|
| 1. 取締役会決議日 | 2022年3月11日 |
| 2. 株主総会決議日 | 2022年4月27日(予定) |
| 3. 債権者異議申述最終期日 | 2022年5月30日(予定) |
| 4. 効力発生日 | 2022年6月6日(予定) |

IV. 今後の見通し

本件が当社の業績に与える影響はありません。

以上